

令和8年度産業人材デジタルリテラシー強化事業委託業務  
企画提案に係る質問及び回答

令和8年4月21日

令和8年4月10日から令和8年4月17日までに頂きましたご質問について、以下のとおり回答いたします。

No	件名	質問内容	回答
1	仕様書 3 委託業務の目的	昨年度の受講生（特に連続講座の参加者）を対象とした「ステップアップ枠（中級編）」や、昨年度のアンケートで挙げた「さらに学びたい特定の技術」を令和8年度のカリキュラムに優先的に取り入れることは期待されているか？	<p>本事業は、幅広い従業員等を対象に講座を実施し、デジタル活用人材の裾野を広げることを目的としています。</p> <p>したがって、基本的には新規の受講者を対象とした講座設計を前提としておりますが、過年度受講生を対象とした講座（ステップアップ枠など）を含むご提案も可能です。</p> <p>なお、昨年度のアンケート結果については現時点で公表しておらず、仕様書に記載のない内容について、優先的な取り扱いを期待するものではありません。</p>

2	仕様書 3 委託業務の目的	令和8年度において、県として特にデジタル化の底上げを急ぎたい「特定の業種（例：人手不足が深刻な建設業や、付加価値向上が急務な観光業など）」の指定はあるか？	特定の業種の指定はございません。 ただし、特定の業種を対象とした提案を行う場合は、県内産業の状況や課題等を踏まえた上で、その業種を選定した理由を記載してください。
3	仕様書 5 委託業務の内容	「受講後の個別相談」について、一過性の相談会ではなく、受講生が自社に戻ってからデジタルツールを導入する際の「伴走型支援」までをスコープに含めることは可能か？また、その際の成果指標はどう考えるべきか。	自社への導入・定着までを担う「伴走型支援」を含めた提案を妨げるものではありませんが、仕様書に定める講座を確実に遂行できる設計を優先してください。 成果指標の考え方については、契約候補者となった場合に、改めて協議いたします。
4	応募要領 1 2 積算見積に関する要件 仕様書 7 再委託の禁止について	講師を外部の専門家に依頼する場合、これは応募要領「3 再委託費」に該当するのか、それとも「2 事業費（2）報償費」として整理すべきか。 また、講師がカリキュラム設計の一部に関与する場合、それは仕様書「7 再委託の禁止」にある「主たる部分の再委託」に抵触するか。	専門家への依頼内容が講義のみ（登壇のみ）である場合は、「報償費」に計上してください。 一方で、カリキュラム設計から講座実施までを一括して依頼する場合等は「再委託費」への計上となります。 なお、「7 再委託の禁止」の「主たる部分」に抵触するか否かについては、契約金額の50%を超える場合や、金額に関わらず、再委託の内容が業務の根幹を担うと判断される場合は、抵触する可能性もございます。

5	<p>応募要領</p> <p>6 応募書類等</p> <p>(1)提出書類</p> <p>イ(ウ)登記事項証明書</p>	<p>4月1日に代表者交代があり、新代表者名義へ変更する登記申請依頼中である。旧代表名義の登記事項証明書と、申請中であることを証明する書類を提出する認識でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりで差支えございません。</p> <p>なお、契約候補者となった場合には、登記変更手続きが完了次第、登記事項証明書をご提出ください。</p>
6	<p>講座等の実施に関することについて</p>	<p>①マインドセットセミナー（3講座以上）。</p> <p>②デジタル基礎・実践講座（計14講座以上）</p> <p>③企業団体向けデジタル講座（3講座以上）</p> <p>のそれぞれについて、合計20講座以上の開催が条件となりますが、この20講座はすべて内容を変える必要がありますか？</p> <p>たとえば②デジタル基礎・実践講座では、14種類の研修を用意する必要があるのか？というイメージです。</p>	<p>各講座は、それぞれ異なる内容で構成することを想定しています。</p> <p>ただし、受講ニーズが高く、同一内容の講座を複数回開催することが本事業の成果目標達成に資すると判断される場合は、これを含む提案も可能です。</p> <p>その際は、複数回開催とする必要性や具体的な意図を提案書にご記載ください。</p>